



山運整第180号  
平成28年7月4日

公益社団法人 山形県トラック協会 会長 殿

東北運輸局山形運輸支局長



トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について

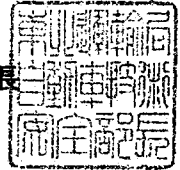
標記について、平成28年6月30日付け東自技第252号、東自保第24号及び東自整第48号により、東北運輸局自動車技術安全部長から別添のとおり通達がありましたので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知願います。



東自技第252号  
東自保第24号  
東自整第48号  
平成28年6月30日

東北運輸局山形運輸支局長 殿

自動車技術安全部長



### トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について

トレーラが路上で火災となった際には、命の危険だけでなく、物流の停滞など社会インフラに大きな影響を与えます。トレーラの火災は、そのほとんどがブレーキに関するものであり、3年間で82件ものブレーキ引き摺りによる火災が報告されているため、国土交通省では、検証実験を行うとともに、火災を未然に防止するための注意事項をまとめ、また、これをもとにドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを制作し公開した旨、自動車局審査・リコール課長、安全政策課長及び整備課長から別紙(平成28年6月23日付け国自審第509号、国自安第53号及び国自整第73号)のとおり通達があったので、下記事項について貴支局管内の関係事業者にも周知するとともに、研修等の機会を捉え指導願います。

### 記

#### 1. トレーラ火災の未然防止に関する注意事項について

- ① 日常点検を確実に行うこと。特に、スプリング・ブレーキ・チャンバの不良(エア漏れ、戻り不良、内部のスプリングの錆や損傷)及びリレー・エマージェンシ・バルブの不良(ゴミや冬期における水分の凍結等でバルブが詰まることによるピストンの固着)に注意すること。
- ② 劣化するゴム部品等の定期交換を行うなど、トレーラ製作者の整備要領等に従って、点検整備を確実に行うこと。
- ③ 運行する前には駐車ブレーキが確実に解除されていることを確認すること。

※トレーラのブレーキの引き摺りは、運転中に感知することが困難であることから、火災の未然防止が重要です。

※万が一、火災が発生してしまった際には、速やかに路肩などに停車し、安全な場所に待避の上、被害を最小限とするように努めて下さい。走行中火の手が見えなくても、停車後すぐに発火することがあり、発火した場合には、速やかに消防機関にご連絡ください。



2. 啓発ビデオの公開ページについて

次のリンク先において、啓発ビデオを公開しておりますので、ご活用ください。

○ 国土交通省自動車局審査・リコール課Youtube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>

3. 注意喚起の掲載ページについて

次のリンク先において、注意喚起を掲載しておりますので、お知らせいたします。

○ トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト内）

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety\\_sub/carsafety020.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety020.html)